

子ども・子育て支援新制度について

平成26年3月2日

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室
参事官補佐 須 藤 圭 亮

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立（平成24年8月）。幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
 - 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡充・質の向上を図る。
 - 新制度は早ければ平成27年4月の本格施行を予定。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。
- ※ なお、消費税8%引き上げ時（平成26年4月～）においても、新制度への円滑な移行を図るための先行的な取り組みを実施し、子ども・子育て支援の充実を図る予定。

子育てをめぐる課題の解決をめざします



課題 1

親の働く状況の問いに
かかわらず、
親の強い抱望時の学ば教育・
保育を受けられることが
図られてきました。



課題 2

核家族化や高齢化、
また地域での人間関係の
希薄化などにより、
家庭や地域での子育て力が
低下していると
言われています。



課題 3

都市部を中心に保育所に入れない
児童児童が存在します。
一方、子どもの減少で、
近くに保育の場が
なくなった地域もあります。

こうした課題の解決に向けて、
「子ども・子育て支援新制度」では、次の取り組みを進めます。

課題 1

質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供します



幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。

【認定こども園】は、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設であり、設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などによりその普及を進めます。

【認定こども園】の主なメリットは？

- 【認定こども園】は、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できます。
- 保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できます。
- 【認定こども園】に通っていない子どもの家庭も含め、「子育て相談」、「親子の集いの場」などの子育て支援を受けることができます。



課題 2

子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させます



地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

すべての家庭を対象に、親子が交流できる拠点を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、財政支援を強化します。

支援の例は？

- 親子が交流できる拠点の設置数増加
- 一時預かりの増加
- 放課後児童クラブの増加（対象を小学校6年生まで拡大）

課題 3-1

待機児童の解消のため、保育の受入れ人数を増やします



市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。

地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備します。また、少人数の子どもを預かる保育ママ（家庭的保育）や小規模保育などの地域型保育も組み合わせ、待機児童の解消を計画的に進めます。

※保育所は、必要な基準を満たした上で、利用定員20人以上の子どもを保育する施設を指します。

新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。

少人数の子どもを預かる保育ママ（家庭的保育）や小規模保育などの地域型保育への財政支援（地域型保育給付）を新たに行うことで、多様な保育を充実させ、受け入れられる子どもの人数を増やします。

課題 3-2

子どもが減少傾向にある地域の保育を支援します



身近な地域での保育機能を確認します。

子どもが減少している地域では、保育所の統合などで、遠くの施設を利用したり、利用を断念したりしている実態があります。この改善のため、地域型保育給付（課題3-1参照）により少人数の保育施設などの安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確認します。

地域の多様な保育ニーズに対応します。

地域型保育の拠点は、認定こども園などと連携し保育内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することで、地域の多様な保育ニーズにも対応します。



子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
(対象事業の範囲は法定)

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

■ 妊婦健診

地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

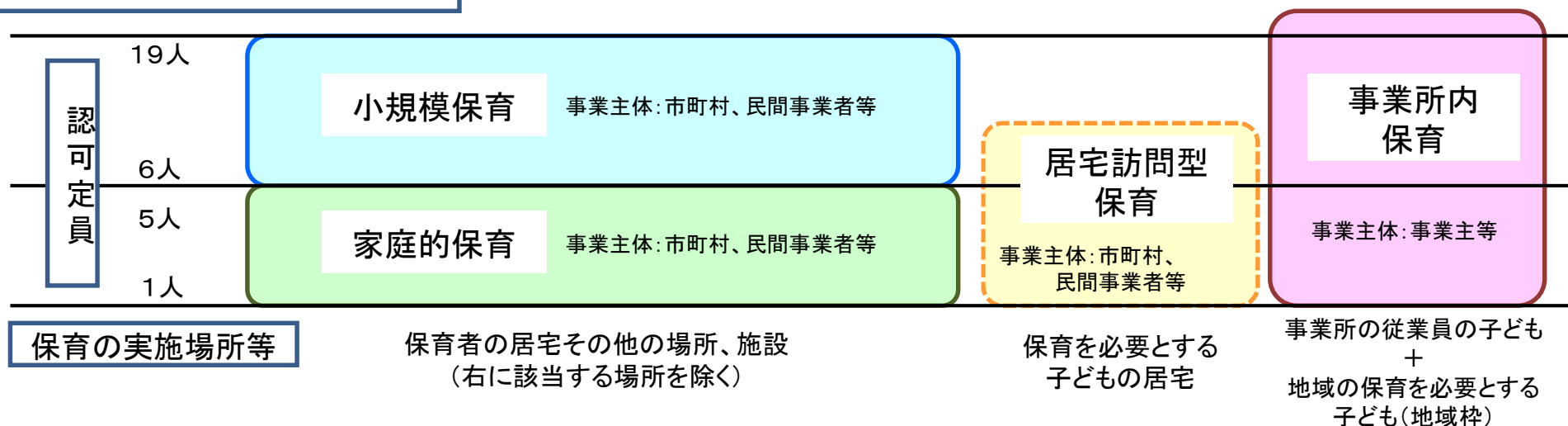
◇家庭的保育(利用定員5人以下)

◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

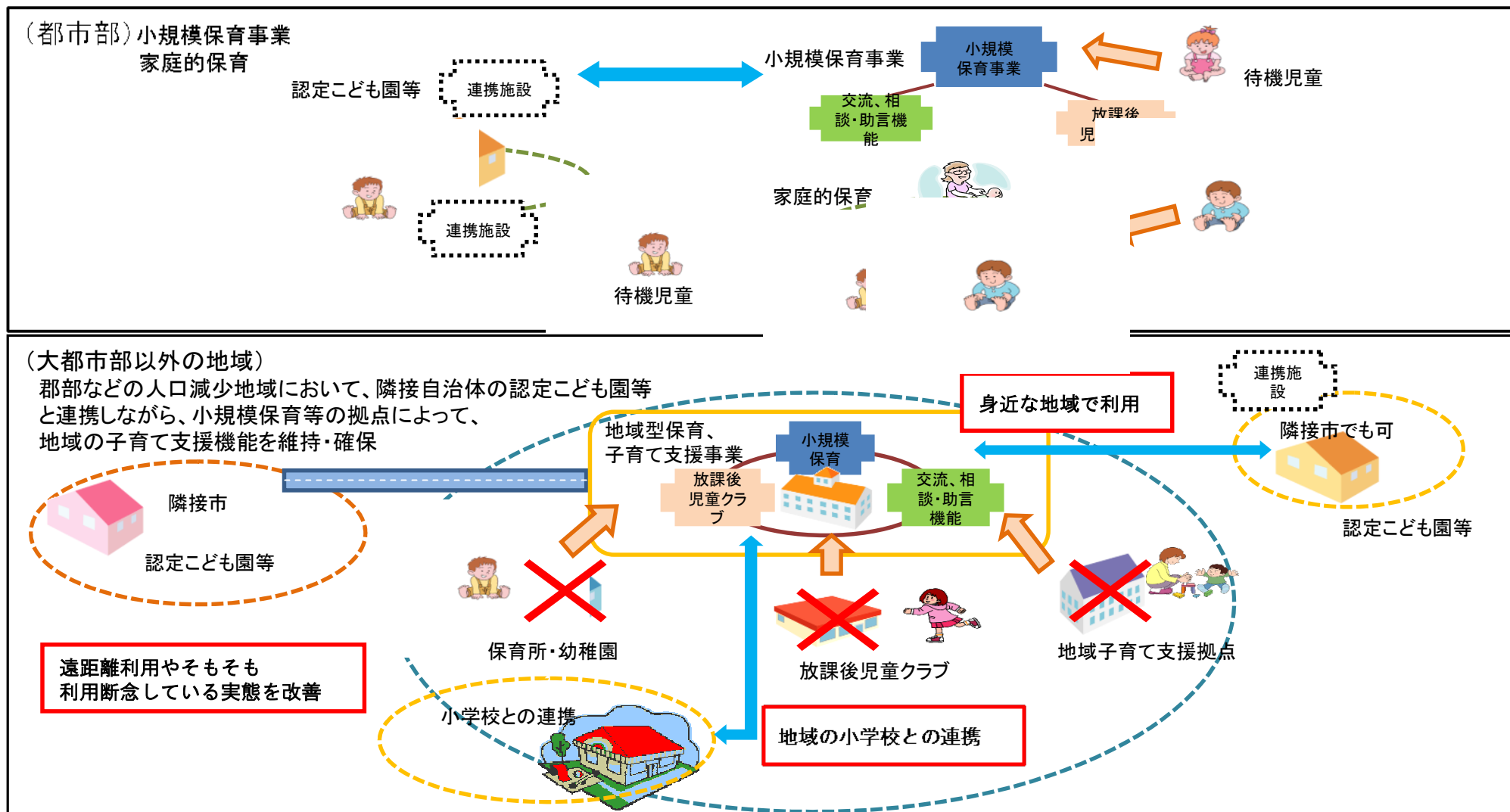
○ 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)においても、待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、保育所や認定こども園に加え、こうした多様な保育事業も併せて、施策の拡充を図っていくこととされている。

地域型保育事業の位置付け



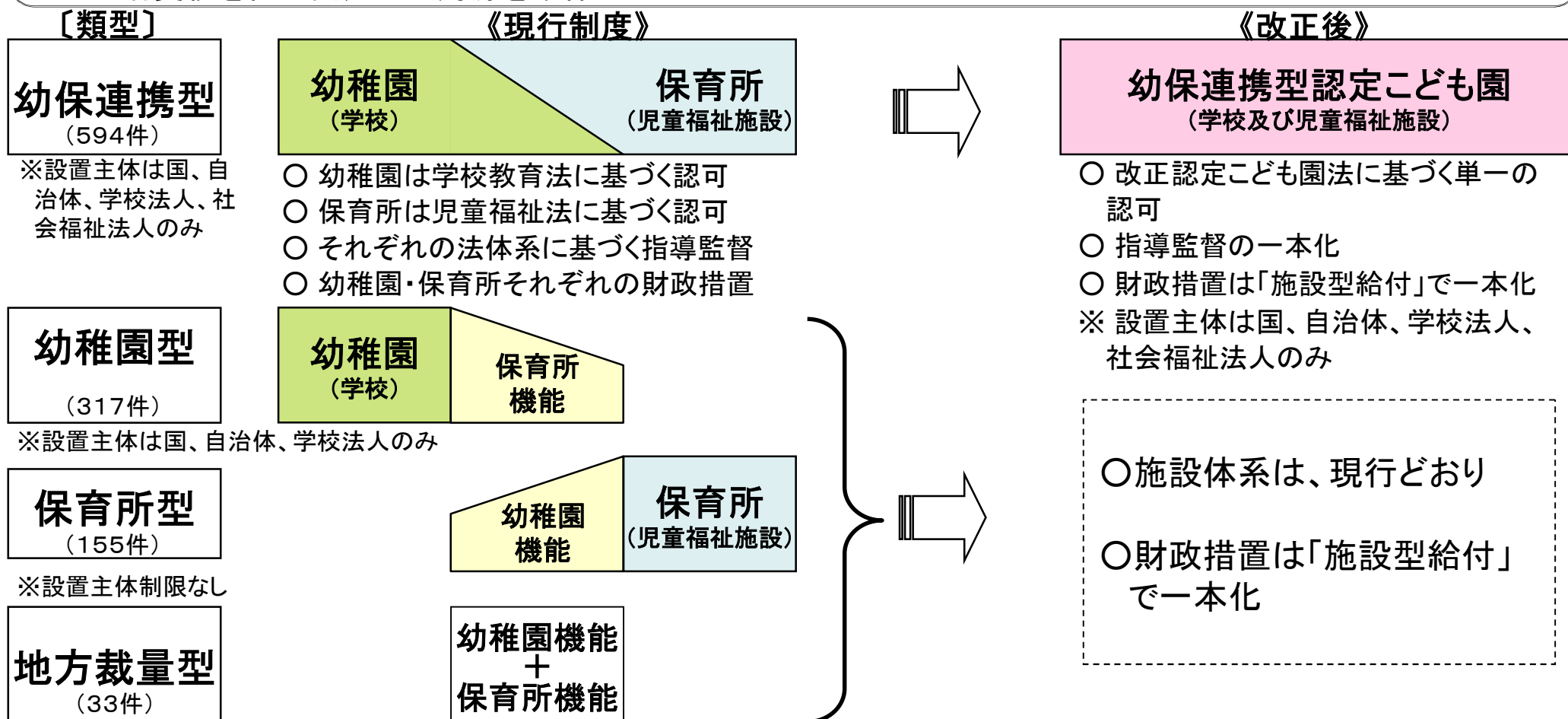
(参考)小規模保育等の活用による地域の子育て支援機能の充実(イメージ)

- ・ 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図ります。
- ・ 人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保します。



認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設
(新たな「幼保連携型認定こども園」)
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
→ 消費税を含む安定的な財源を確保



※設置主体制限なし
(認定こども園の合計件数は1099件(平成25年4月時点))

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。（子ども・子育て支援法第59条）
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。

①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等



いずれかの類型を選択して実施。

① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態

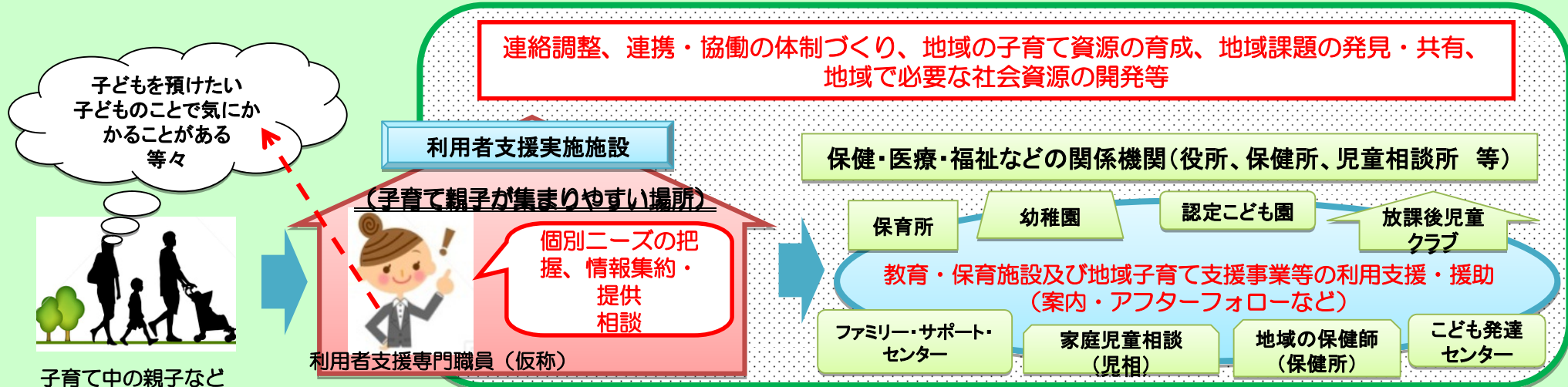
（主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。）（例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」）

② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態

※地域連携については、行政がその機能を果たす。

（主として、行政機関の窓口等を活用。）

（例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」）



市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+保育+放課後児童クラブ
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

= 地域型保育給付
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

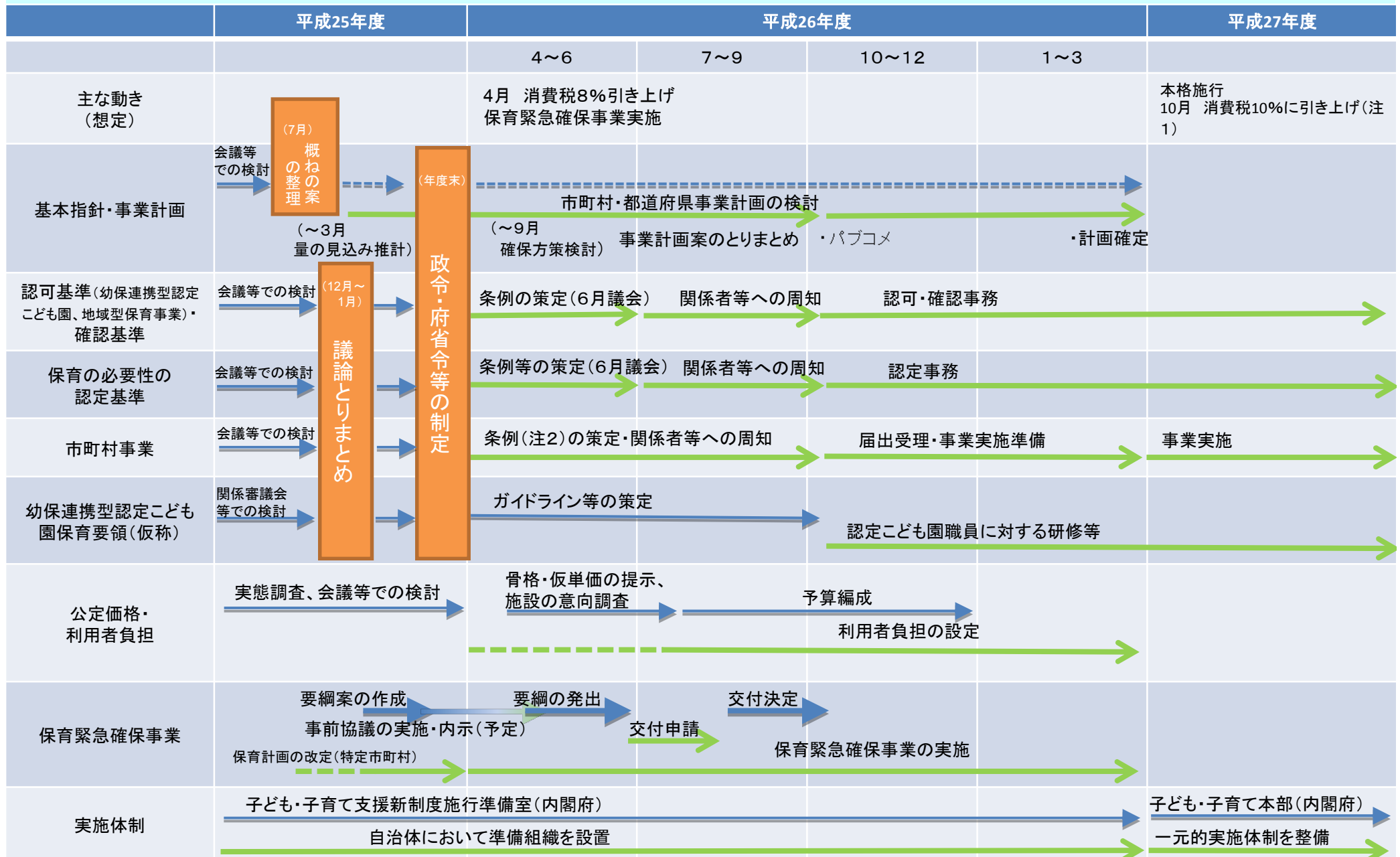
・延長保育事業
・病児・病後児保育
事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定)

→ 国で実施 → 自治体で実施



(注1)消費税率の引き上げは、経済状況を踏まえて判断。

(注2)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ① 昼間労働することを常態としていること（就労）
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④ 同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。（その他）



新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
- ※ 同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ① 就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

3. 「区分」について

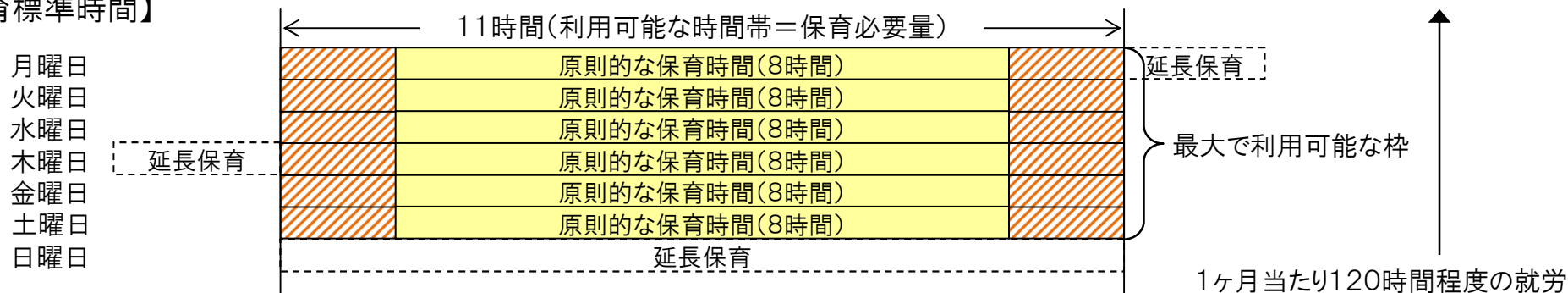
○ 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。

○ この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

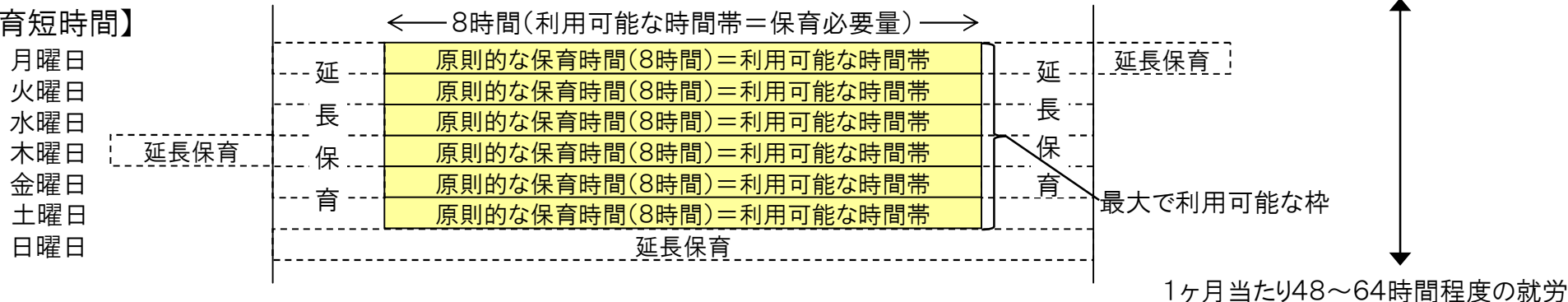
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



これまでの議論を踏まえたイメージ

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由



②区分(保育必要量)

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間



③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ

<保育標準時間>
Aグループ(10点)

○○ ○○
□□ □□
.....
△△ △△
□□ ○○
.....

計 X人

Bグループ(9点)

計 Y人

※ 保育短時間も同様



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマークについて

メインコピーの「すくすくジャパン！」には、新制度において充実を図っていく支援によって、子どもたちにすくすく育ってほしい、ママやパパにも親としてすくすく育ってほしい、という思いが込められています。また、サブコピーとなる「みんなが、子育てしやすい国へ。」には、行政を始め社会全体で誰もが安心して子育てができ、「子どもの最善の利益」が実現される国にしていこう、というメッセージが込められています。

ビジュアルは、新制度の中心である子どもたちによる「鼓笛隊」をモチーフとし、元気に演奏する個性あふれる子どもたち(乳児・幼児・小学生)の姿により、新制度への共感や、親しみを感じていただけるものとなりました。メインコピーのロゴとイラストを描いてくださったのは、絵本作家として活躍されているのぶみさん。新制度の意義にご賛同いただき、ご協力いただきました。

